

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

沼田市長

市町村名 (市町村コード)	沼田市 (10206)
地域名 (地域内農業集落名)	利南地区 (戸鹿野町、新町、沼須町、上沼須町、下久屋町、上久屋町、久屋原町、横塚町、栄町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内の東部上段は、おもに国道120号線沿いに位置し、商業施設及び住宅化が進み、東部下段は、河岸段丘下に位置し、山林に隣接しているため、鳥獣被害対策に経費が掛かり、収益が上がらない農地が多い。また、西部は、一部を除き都市計画用途地域に指定されている。いずれの地域も農業従事者の高齢化が進み、今後の地域農業の担い手不足が課題である。

山林に接している地域は鳥獣被害が多い。また、再生不能な荒廃農地も増え、鳥獣被害防止対策に取り組む必要がある。

主な作目:コンニャク、水稻、観光果樹

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進め、農地の集積・集約化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	264.89 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	264.89 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域を中心に区域を設定する

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
必要に応じて基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業事務所やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術の支援などの取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

鳥獣被害防止のための対策を検討する。
中山間地域等直接支払制度を活用し、耕作放棄地の発生防止活動、水路・農道等の管理活動に務める。